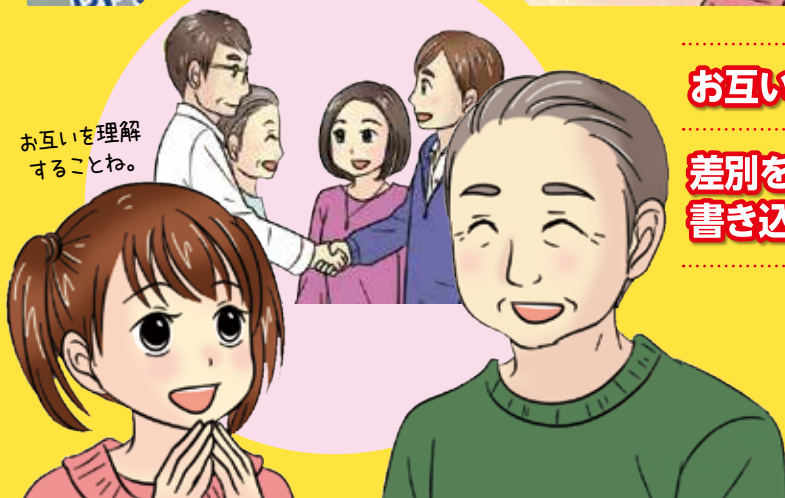




私たちの身近にある ヘイトスピーチ



お互いを理解
することね。



お互いの理解を深めよう

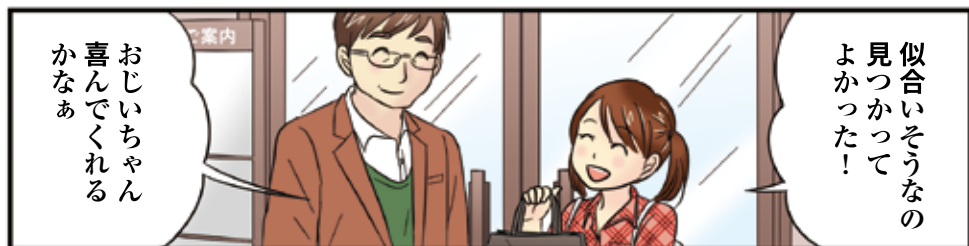
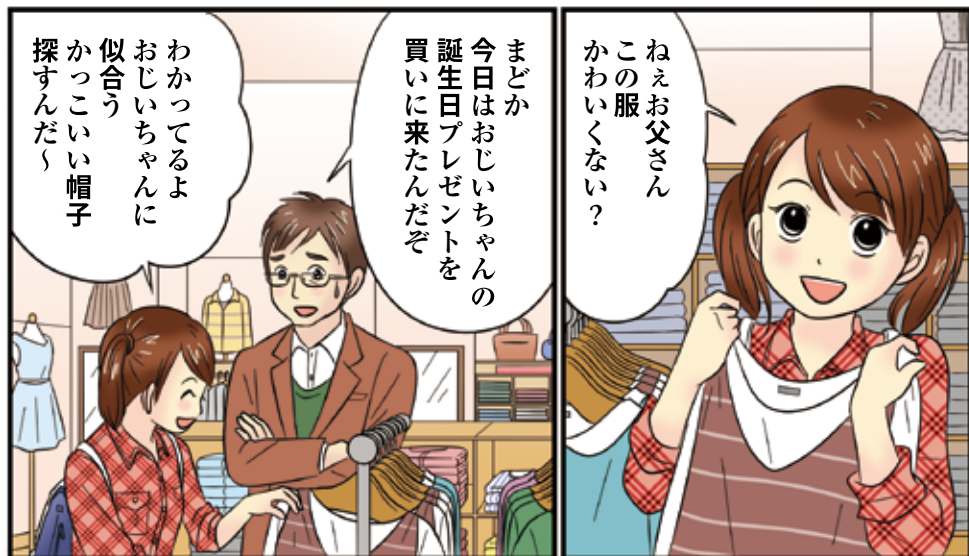
差別を生む言動をしない、
書き込まない

<改訂版>

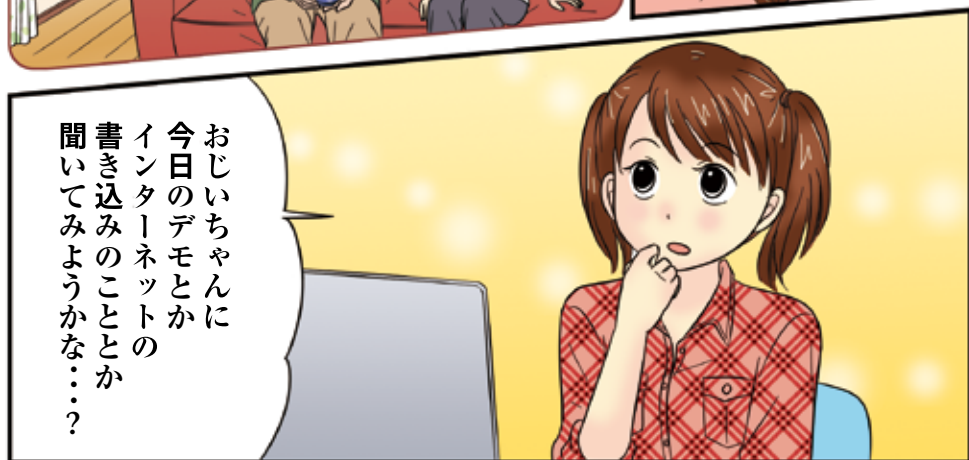
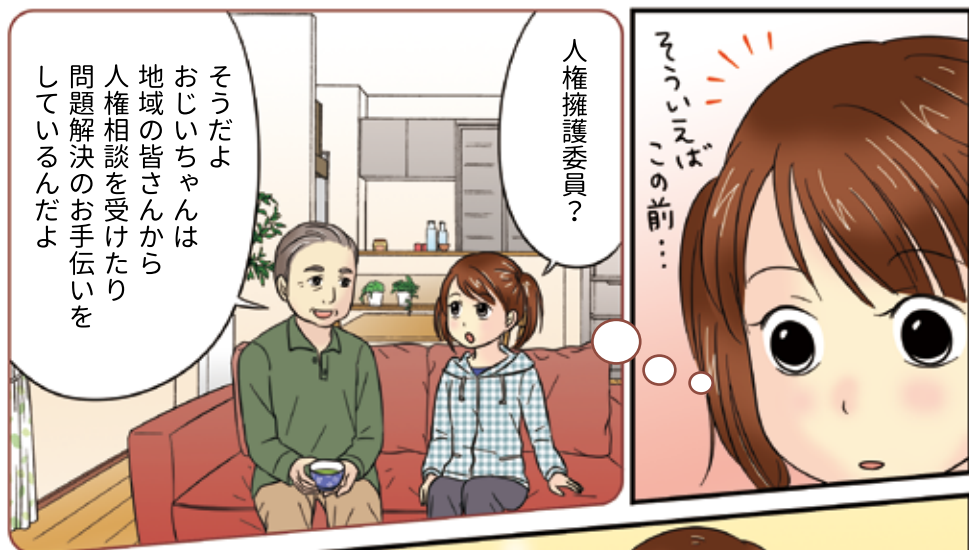
マンガ：ほんま まり

私たちの身近にある ヘイトスピーチ

とある日曜、お父さんと買い物へ出かけた小学6年生のまどか。そこで普段見慣れない集団に出会います。









おじいちゃん
似合ってる！

おお！
いい帽子だね
ありがとう
プレゼント



おじいちゃん 誕生日おめでとう～！



不安を感じたり
心が傷つけられたと
感じることもあるんだよ

まどかが見たり
聞いたたりしたような
言葉を浴びせられた
人たちは

おや、そんなことが
あったのか・・・
それは驚いただろう

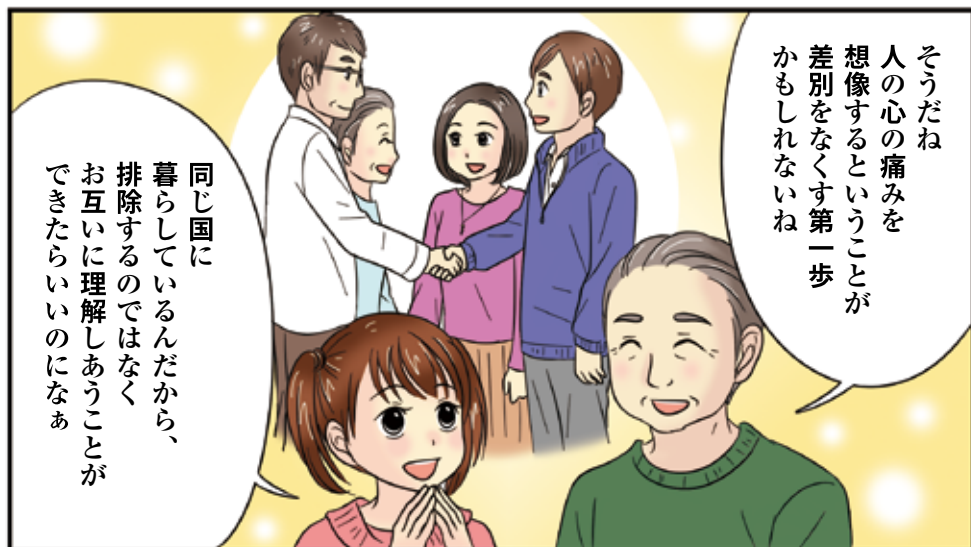
出ていけ！！



おじいちゃん

この帽子を買いに
行った時、街で
○○人は出ていけ！って
叫びながら行進している
人たちを見かけたの・・・

インターネットの
掲示板やSNSにも
そんな書き込みが
色々あったんだよ



Q1

ヘイトスピーチって何？



A1

ヘイトスピーチに明確な定義はありませんが、デモやインターネット上で、特定の国の出身の人々を、その出身であることのみを理由に一方的に我が国の社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとしたり、著しく侮蔑したりする内容の言動が一般にヘイトスピーチと言われています。例えば、「〇〇人は日本から叩き出せ」や「〇〇人は殺せ」といったものがあります。

また、特定の国の出身者に対するものであるかを問わず、国籍、人種、民族等を理由としたこのような言動も、決してあってはならないものです。

Q2

ヘイトスピーチの何が問題なの？



A2

このような言動は、言われている人々の心を傷つけたり、そのような人々に対する差別を生じさせるおそれがあり、決してあってはならないものです。



Q3

ヘイトスピーチを なくすために、私たちに できることは？



A3

まずは、こうしたヘイトスピーチをなくしていく必要性について、私たちの理解を深めることが重要です。このことは、平成28年にできた、いわゆるヘイトスピーチ解消法（※）にも、基本理念として書かれています。

※正式名称は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年5月24日成立、同年6月3日施行）

（前文）

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許

されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

（基本理念）

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

法務省の取り組み

法務省では、ヘイトスピーチをなくすために様々な活動を行っています。
ここでは、その一部を紹介します。

1 ポスターやDVD等を活用した啓発活動

「ヘイトスピーチ、許さない。」のキャッチコピーを使ったポスターを作成し、地方公共団体や交通機関などに配布しているほか、啓発DVDの企業等への貸し出しも行っています。また、バナー画像や横断幕を作成し、地方公共団体とも協力しながら、街頭やスポーツ組織と協した啓発活動も実施しています。

● ポスター



● 啓発DVD「外国人と人権 違いを認め、共に生きる」



● 啓発バナー画像（神奈川県川崎市）



● 横断幕（サンガスタジアム（京都府亀岡市））



(c) KYOTO.P.S.

2 インターネット上での啓発活動

ヘイトスピーチの解消をテーマとした動画を作成し、法務省YouTubeチャンネルで公開しています。このほか、SNSやホームページを通じた情報発信も積極的に行っています。

- 動画「ヘイトスピーチ、許さない。」



- 動画「ヘイトスピーチ、許さない。」
(インターネット編)



3 情報発信

ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動のひとつとして、法務省人権擁護局公式Facebookアカウントにおいて、ヘイトスピーチ解消に関連したコラムを定期的に配信しています。是非ご一読ください。

- ヘイトスピーチ解消に関連したコラムについて (これまで配信したコラムの例)



- ・ヘイトスピーチ解消法施行8年
- ・ヘイトスピーチに関する最高裁判決
- ・コミュニケーションとヘイトスピーチ
- ・民主主義社会とヘイトスピーチ



ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する
問題でお悩みの方はご相談ください。

(全国共通)

ゼロゼロみんな の ひやくとおばん

みんなの人権110番



0570-003-110

(全国共通・通話料無料)

ゼロ ゼロ なな の ひやくとおばん

こどもの人権110番



0120-007-110

(全国共通)

ゼロ ナナゼロ の ハートライン

女性の人権ホットライン



0570-070-810

インターネット人権相談受付窓口



インターネット人権相談

検索

● 一般用

<https://www.jinken.go.jp/>

● こども用

<https://www.jinken.go.jp/kodomo>



外国語人権相談ダイヤル (全国共通) (Foreign-language Human Rights Hotline)



0570-090911

対応時間 平日(年末年始を除く) 9:00 ~ 17:00

対応言語 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語

※この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、管轄の法務局につながります。

外国語インターネット人権相談受付窓口

(Human rights counseling services in foreign languages on the Internet)

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>



人権擁護局HP・公式SNSアカウント

法務省人権擁護局HP X(旧Twitter)



@MOJ_JINKEN

Facebook



HumanRightsBureau.MOJ

LINE



@JINKEN01